



遺言書の保管と相続開始後の手続き

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生

自筆証書遺言の場合

遺言書の保管

遺言者自身、又は保管の委託を受けた者が、遺言書を保管することになります。遺言書は相続開始時にその効力が生じます。相続開始までに破棄・隠匿がなされないように、紛失しないよう適切に保管しておく必要があります。また、遺言者自身が保管する場合、相続開始後、遺言書の存在が判明しないこともあります。このようなことにならないよう遺言で指定した遺言執行者や、信頼できる第三者に遺言書の保管を委託することも考えられます。遺言の内容を知られたくない場合は、封印をしておきます。封印のある遺言書は、家庭裁判所以外の場合で開封することは禁止されています。これに違反した場合は過料の制裁が科されます。遺言書の存在を知られたくない場合は、銀行の貸金庫を利用することもひとつの方法です。貸金庫の利用料を預金口座からの引き落としにしておくことで、通帳の記載から貸金庫の存在が判明することになります。貸金庫については相続人全員の立会いのもとで開扉されることとなりますので遺言書をめぐっての余計なトラブルを回避することができます。

遺言書の検認

相続開始後、遺言書の保管者や遺言者を発見した相続人は、遅滞なく、家庭裁判所に検認を申し立てる必要があります。検認というのは、相続人に遺言の存在と内容を知らせるとともに、遺言執行前に遺言書を保全し、変造や隠匿を防ぐための手続きになります。あくまで遺言の存在と内容を確定するもので、遺言自体が有効かどうかを判断して確定するものではありません。

公正証書遺言の場合

遺言書の保管

公正証書遺言の場合は、公証人役場に遺言書の原本が保管されます。自筆証書遺言のように破棄や隠匿などの心配はありません。さらに、遺言検索システムによって確実に遺言書の存在が判明することになります。遺言検索システムとは、全国の公証役場で、氏名、生年月日、性別などから公正証書遺言の有無や、遺言書が作成された公証役場を検索することができます。相続開始前は遺言者本人のみが利用でき、相続開始後は、相続人など利害関係者も利用できるようになります。

遺言書の検認

公正証書遺言の場合は、家庭裁判所の検認は不要です。速やかに遺言執行の手続きを行うことができます。

遺言執行

自筆証書遺言であっても公正証書遺言であっても、有効な遺言がある場合には、その遺言の内容を実現するための遺言執行がなされることとなります。遺言執行者がいるときは、遺言執行者が遺言の内容を実現するため必要な手続きを執行します。遺言執行者がいないときは、相続人が共同で手続きを行うこととなります。

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp